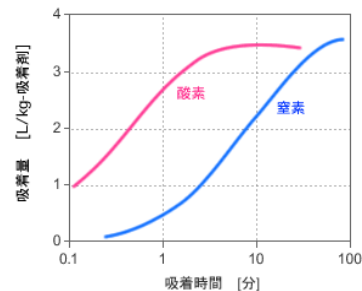


## 最新 PSA 式窒素ガス発生装置の導入による

### 100%減価償却、税額控除の活用の提案



当社の販売する最新PSA 式窒素ガス発生装置のご導入により、100%減価償却、或いは、税額控除が可能な場合があります。ご関心のある方は、弊社担当者にお問合せ下さい。

- 産業競争力強化法の支援措置生産性向上設備投資促進税制

詳細は、経済産業省HP「生産性向上設備投資促進税制について」をご参照下さい。

[http://www.meti.go.jp/policy/jigyousaisei/kyousouryoku\\_kyouka/seisanseikojo.html](http://www.meti.go.jp/policy/jigyousaisei/kyousouryoku_kyouka/seisanseikojo.html)

- 資本金1億円以下の会社：「中小企業等経営強化法による生産性向上設備投資減税」が同時に受けられます。

詳細は中小企業庁 中小企業等経営強化による支援をご参照ください。

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/2016/160610kyoka2.pdf>

【支援を受ける場合、装置取得前に「経営力向上計画」を作成し担当省庁による認可を受ける必要があります】

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/2016/161011kyoka1.pdf>

中小企業庁事業環境部企画課経営力向上計画相談窓口

電話：03-3501-1957 (月曜～金曜：9:00-12:00,13:00-17:00)

- 最低取得金額が、160万円(税抜)以上の当社指定装置が、税制措置の対象

- 税額控除額は、適用決算期の法人税の20%が上限 他

	生産性向上設備投資促進税制 (平成29年3月31日までに取得の物件)	中小企業等経営強化法 (平成30年3月31日までに取得の物件)
資本金1億円以上	50% 減価償却、 または、投資額の4%税額控除	—
資本金1億円以下	100% 減価償却、 または、投資額の7%税額控除	取得後、固定資産の課税標準を 3年間 1/2に軽減
資本金3千万円以下	100% 減価償却、 または、投資額の10%税額控除	

片方のみ申請の場合

同時申請の場合

○ 申請費	¥10,000.-	¥11,000.-
○ 当社事務代行費	¥15,000.-	¥19,000.-
○ 申請費 合計	¥25,000.-	¥30,000.-

上記費用お支払頂きますと、証明書をご購入者に送付しますので、確定申告時に税額控除などが可能になります。(ただし、一旦片方の申請を行い、後日もう片方の申請を行う場合は片方のみの申請を2回行うこととなります。)

- 申請に当たっての必要情報 ご用命時には以下をご連絡下さい。

a) 設備(御社固定資産)の名称：

b) 設置場所：①会社名、事業所名、 ②住所

以上